犬や猫を飼われている方へ

あなたのペット、近所の迷惑になっていませんか？

犬や猫のフン・尿など、生活環境被害の苦情が多く市に寄せられています。ペットのしつけは飼い主の責任です。近所や地域に迷惑をかけないよう、しっかりとした対策をお願いします。

■問い合わせ先
まちづくり推進課環境班
☎53−1061

【猫の飼い主の方へお願い】
◆フン、尿は自宅の決まった場所でさせるようしつけましょう。
◆地域猫（特定の飼い主がおらず、その地域の複数の住民が共同で世話をしている猫）と間違われないように首輪をつけましょう。
◆地域猫などを増やさないよう不妊去勢の手術を行ってください。

【犬の飼い主の方へお願い】
◆しつけをしっかりとしましょう。
◆散歩などをするときは、犬を制御できる人が綱やリードを持ちましょう。フンは持ち帰り、責任を持って処理しましょう。また、他人の迷惑となる場所で尿をさせるのはやめましょう。

【飼育されていない小動物などへの餌やりについて】
◆地域に住みつき、フンや尿、ごみを荒らすなどの被害が起こるため、鳥類・小動物等へのむやみな餌やりは控えましょう。

CO2 CO2 電気削減コンテスト 結果発表

平成26年6月号でお知らせした**コツ（CO2）・コツ（CO2）電気削減コンテスト**の結果を発表します。

コンテストは、**香美市地球温暖化対策地域協議会**の主催で、個人や家庭で楽しみながらできる温暖化防止対策（電気削減）を市民に広く普及啓発することを目的として毎年行われています。

コンテストの内容は、６月から８月の内、前年同月より最も電気使用量が削減された月の検針票で削減率を競うもので、２０名の方の応募がありました。

１０月５日開催の香美市健康まつりで、結果発表と表彰式を行いました。

順位	氏　名	検針月	削減率
１位	匿名希望	6月	47.8%
２位	久保　純一さん	8月	29.9%
３位	宮地　幸雄さん	8月	27.8%
４位	三木　孝重さん	8月	26.4%
５位	一圓　幹生さん	8月	19.4%

※入賞者のうち、広報掲載を承諾された方のみ掲載

上位入賞者の方の取り組み内容
・エアコンの使用を控えた。
・省エネ家電に買い換えた。

■問い合わせ先
まちづくり推進課環境班　☎53−1061

広告

高知県の失敗しないお墓づくり
高知県内で2,000人以上の方に読まれている小冊子です。

先着50名様 無料プレゼント ※2月末まで

●何を決めれば良いのか分からなかったので、とりあえず小冊子を頼みました。私たちにとって非常に参考になり、お墓へ初めて行ったときには「ああ、良かった」と声が出ました。（M様 高知市）
●冊子を読み進めていく中で、どの石屋さんからも説明のないことがたくさん書かれてあり驚きでした。ただ、自分でも知識を付けないと良いお墓はできないんだなと。完成したお墓は自分で創り上げた気持ちで思いの詰まったものとなりました。（M様 南国市）
●インターネットで小冊子を頼んだことがきっかけで、お墓を作ろうと思いました。石材店へ足を運ぶことは不安でしたが、親切な納得のゆく説明を受けこの人なら信頼できると直感し完成した墓は実に立派でした。（Y様 土佐山田町）

お申込みは今すぐ！
※お申込みの際は、お名前、ご住所、電話番号をお伝えください。
電話で 0120-641-148（午前8時～午後6時、年中無休）
ハガキで 〒783-0006 高知県南国市篠原104-2（有）三代目 竹内石材「しあわせなお墓づくり」小冊子プレゼント係　TEL.088-864-1330
※頂いた住所とお名前は、小冊子やご案内をお送りする以外は使用致しません

確定申告はホームページから

■国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/
▶確定申告書等作成コーナー
■e-Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページ**確定申告書等作成コーナー**では、画面の案内に従って該当項目を入力することで、所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などが簡単に作成できます。

また、毎年、期限間際になると税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

申告書は、できるだけご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出してください。

なお、納税には、便利で安全な振替納税のご利用をお勧めします。

確定申告　期間（平成２６年分）

■所得税および復興特別所得税
２月１６日（月）～３月１６日（月）まで
■消費税および地方消費税（個人事業者）
３月３１日（火）まで

振替納付日（平成２６年分）

■所得税および復興特別所得税
４月２０日（月）
■消費税および地方消費税（個人事業者）
４月２３日（木）

問い合わせ先　南国税務署

☎０８８−８６３−３２１５

復興特別所得税の記載漏れに注意！
平成２５年分から平成４９年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の２．１％）を所得税と併せて申告・納付することとなっています。記載漏れがないようご注意ください。

消費税率の違いに注意！
平成２６年分の消費税および地方消費税の確定申告は、旧税率（５％）適用と新税率（８％）適用に区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。
※税率引き上げに伴う経過措置により、平成２６年４月１日以後に行われた取り引きであっても、旧税率（５％）が適用される場合があります。

20歳になったら国民年金

◎将来の大きな支えになります
国民年金は２０歳から６０歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません
国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取ることができます。

問い合わせ先
南国年金事務所
☎０８８−８６４−１１１１
市民保険課　国民年金係
☎５３−３１１５

若者のための
猶予制度あります

◆学生納付特例制度
本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※対象となる学生…学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方

◆若年者納付猶予制度
学生でない３０歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。